生業訴訟、一審勝訴しました

弁護士　馬奈木厳太郎

福島地裁前で判決内容を報告する馬奈木弁護士

福島地裁 国・東電の責任認める

福島第一原発事故の被害者約三九〇〇名が、国と東電に対して、原発事故の責任を追及し、原状回復と損害賠償を求めた「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟で、一〇月一〇日、福島地裁は、「津波を予見できたのに対策を怠った」「事故は回避できた」と、国と東電の責任を認め、賠償を命じる判決を言い渡しました。

原発事故をめぐる全国約三〇の集団訴訟で、三件目の判決。国、東電双方の賠償を認めたのは三月の前橋地裁に続き二例目。国の指針を超える賠償を命じたのは、前橋地裁、千葉地裁に続き三例目となり、賠償制度の不備が司法によって明らかにされました。

今回の判決でもっとも大きな点は、国の責任を認めたということです。これまで国と東電は「津波は想定外だった」「だから事故の責任はない」と主張してきました。しかし、裁判所は明確に、津波は想定外ではなく予見できたし、対策を取っていれば事故を回避することができたのだから、対策を怠ったことは違法だと断罪しました。原子力を扱う以上、危険を予見したのならば、万全の対策を講じなければならないという、当たり前のことではあるのですが、大変貴重な判断です。

また、「万全の対策を講じなければならない」という判決の趣旨は、再稼働を進める今の国の姿勢にも一石を投じるものです。というのも、新規制基準は、避難計画など住民の安全確保を含んでおらず、万全な対策を講じていないからです。安全性より経済的利益を優先させる姿勢に警鐘を鳴らす判決だといえます。

国と東電のもう一つの主張が、「年間線量が二〇ミリシーベルト以下では被害はない」「国の指針は合理的な内容で、相当だ」というものですが、これも判決では明確に覆され、被害救済の範囲・水準が国の指針のレベルでは足りないとされました。これも重要な成果です。ただ、この救済範囲と水準については、私たちの主張がすべて認められたわけではなく、今後に引き続く課題でもあります。

全国各地で被害者の裁判が係属していますが、今回の判決は後続の裁判にも影響を及ぼすことになるでしょう。

さらに、私たちは原告だけの救済を求めているのではなく、あらゆる被害者が救済されなければならない――これを全体救済と言っていますが、今回の判決で救済範囲とされた対象地域の人口は、一五〇万人以上にも及びます。だとすれば、政治の出番にもなってくる問題です。県や自治体も被害者と一緒になって、国に救済の見直しを迫っていくことも求められます。

裁判は、原告と被告双方の控訴によって、仙台高裁に舞台を移します。引き続き、全力で頑張ります。ご支援をよろしくお願いいたします。

破産から民事再生を 実現し会社再建

弁護士　加納小百合

二〇一五年七月、ある事件の依頼が舞い込みました。その会社（P社）は、貸金返還訴訟、仮差押え、会社分割無効訴訟を提起され、弁護士を依頼して防戦していたものの、債権者から破産まで申し立てられたとのこと。患者にたとえれば、まさに瀕死の状態です。社長から「是非」と言われお受けしましたが、果たして今からできることがあるのか？というのが正直なところでした。

もともとP社は取引先のしっかりした利益率の高い会社ですが、旧経営陣時代の乱脈経営の結果、多額の負債にあえいでいました。ようやく旧経営陣を退陣させ、新経営陣がこれから会社を建て直していこうとしていた矢先、負債を作った張本人である元社長の後ろ盾となった会社が、P社の負債を買い取り、破産を申し立ててきたのです。正義は新経営陣にあることは明らかでしたが、P社の内外事情を知り尽くし資料も豊富な旧経営陣からの矢継ぎ早な攻撃に、苦しい闘いを余儀なくされました。

二〇一五年一〇月には破産決定が出されてしまい、すぐに抗告。抗告審では、こちらの主張がかなり認められ、元社長の行動の問題点は指摘されたものの、結論は破産を認めるもので、最高裁まで争いましたが、結果は変わらず。破産手続きが進められ会社は解体されることになりました。

まさに万事休す。ただ、新経営陣も私たちも、このような理不尽な結果をこのままにしてはおけません。一か八か、過去にはほぼ認められたことのない破産手続きから民事再生手続きへの変更を申し立てたのです。そして、新経営陣の真摯な経営姿勢と熱意を、また、本件の本質を、裁判所を始め、関係諸機関に粘り強く働きかけ、その結果、ついに裁判所から民事再生の開始決定を得、最終的には議決権の九割以上が賛成するという圧倒的な大差で、再生計画認可を得ることができました（東京地裁でも初のケースとのことです）。

二〇一七年一〇月、再生手続は終結され、ついにP社は何の制約もない普通の会社に戻ることができました。破産決定が出されてから、実に二年に及ぶ闘いを成功裏に終えました。

（本件の担当弁護士は、私と泉澤、鈴木、洪、上原、市橋の六人です）

エレベーター死亡事件 東京地裁で和解成立

弁護士　前川雄司

東京都港区の公共賃貸住宅で二〇〇六年六月三日、都立小山台高校二年生だった一六歳の高校生がエレベーターに挟まれて死亡した事件の損害賠償請求訴訟について、一一月二四日東京地方裁判所で和解が成立しました。

裁判所は、九月二七日、①事故機を製造・保守したシンドラー社、保守した日本電力サービス社とSEC社、所有した港区、管理した港区住宅公社が、何の落ち度もなく、わずか一六歳でこの世を去ることになった被害者とその遺族である原告の無念の思いを重く受け止め、深く遺憾の意を表することが不可欠であるとし、②被告らは、戸開走行事故はひとたび発生すると利用者が挟まれ生命身体に危険を及ぼす重大事故につながるおそれがあることに改めて思いを致すとともに、その社会的・道義的責任を果たすべく、互いに協力し合って、不断の意思をもってエレベーター事故の再発防止のために全力を挙げて取り組んでいくことが求められるとし、③原告及びその弁護団・支援者が再発防止のために果たしてきた役割に敬意を表するとし、被告らが原告に対して相当額の和解金の支払をすることと、原告はこの和解金の一部を拠出して基金を設立し、取組みを継続していくことを提案する異例の和解勧告を行っていました。

和解にはこの和解勧告が盛り込まれ、さらに、シンドラー社、SEC社、港区の具体的な再発防止対策の履行が盛り込まれ、和解に付随して港区が原告に詳細な再発防止対策等を確約する覚書が調印されました。

原告の市川正子さんは、この和解は終点ではなく、エレベーターの安全・再発防止のために一六歳の息子の命を生かすための一歩と話しました。

当事務所の樋谷賢一弁護士と私が弁護団の一員として活動しています。

ニューフェイス登場 どうぞよろしく

弁護士　福井俊之

私は、戦争法や共謀罪等の強行採決、強者優先の政治など現政権の横暴が表している今の社会の不条理に怒りをおぼえています。

このような時代だからこそ、弁護士として活動することに、責任と使命をより強く感じています。

弁護士業だけでなく、その他様々な活動にも、真摯に、かつ、誠実に向き合い、精進してまいります。どうぞよろしくお願い致します。

右往・左往

☆団長退任☆

自由法曹団の総会が昨年十月に三重県鳥羽市で開かれ、荒井新二弁護士が自由法曹団団長の任期を終えました。平和と人権を守り、悪法に反対し、権力とたたかった三年間。しっかりと重責を果たしました。お疲れ様でした。

☆退任・就任☆

自由法曹団総会にて、久保田明人弁護士が事務局次長を退任し、新たに緒方蘭弁護士が事務局次長に就任しました。

☆ホームページリニューアル☆

東京合同法律事務所のホームページが新しくなりました。